

報告第 1 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置経緯について別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置の経緯

年 月 日	内 容
平成 13 年 5 月	笠間市・友部町・岩間町・七会村・内原町による広域行政研究会の設置し、合併の効果・課題等の研修を行う。
平成 14 年 8 月～9 月	笠間市・友部町・岩間町において、市町村合併についての住民説明会を実施（各小学校を会場として実施）
平成 14 年 8 月	岩間町において無作為抽出による住民 2,000 名を対象に、合併に関するアンケート調査を実施（合併賛成 66.7%）
平成 14 年 9 月	笠間市において無作為抽出による住民 3,000 名を対象に、合併に関するアンケート調査を実施（合併賛成 53%）
平成 14 年 9 月	内原町が水戸市との合併表明、七会村が城北地域との合併方針を表明。
平成 14 年 10 月 1 日	笠間市・友部町・岩間町任意合併協議会の設置
平成 14 年 10 月 21 日	笠間市・友部町・岩間町任意協議会の解散
平成 15 年 7 月	友部町において無作為抽出による住民 6,000 名に対して、合併に関するアンケートを調査実施（合併賛成 53.4%）
平成 15 年 9 月 24 日	友部町・岩間町合併協議会設置
平成 16 年 6 月 30 日	友部町・岩間町合併協議会の解散
平成 16 年 8 月 11 日	県知事による呼びかけで、笠間市長、友部町長、岩間町長と各議会議長及び関係県議会議員 3 名による懇談を行い、改めて 1 市 2 町の枠組みによる合併推進を確認。
平成 16 年 9 月	笠間市において、全戸（約 10,000 戸）を対象に合併に関するアンケート調査を実施（合併賛成 70.9%）
平成 17 年 2 月 14 日	笠間市長・友部町長・岩間町長及び関係正副議長で合併協議会設置の事前協議実施
平成 17 年 2 月 21 日	笠間市・友部町・岩間町の各臨時議会で、笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置議案が可決され、笠間市・友部町・岩間町の三首長が 1 市 2 町の合併協議会設置に関する協議書を締結。
平成 17 年 2 月 21 日	笠間市・友部町・岩間町合併協議会設置

報告第 2 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約について

笠間市、友部町及び岩間町は、市町村の合併の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく合併協議会の設置について協議を行い、平成 17 年 2 月 21 日に開会された関係市町の臨時議会における議決を経て、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約

（協議会の設置）

第1条 笠間市、友部町及び岩間町（以下「1市2町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

（協議会の名称）

第2条 協議会は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（協議会の事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）1市2町の合併に関する協議
- （2）法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- （3）前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

（事務所）

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市又は町に置く。

（組織）

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 会長及び副会長は、1市2町の長が協議し、次条第1項第1号の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第7条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- （1）1市2町の長 3名
- （2）1市2町の助役。ただし、欠員の場合は、1市2町の長の補助機関たる職員のうちから1市2町の長がそれぞれ指名した者に代えることができるものとする。 3名
- （3）1市2町の議会の議長及び1市2町の議会の議長がそれぞれ推薦した当該議会の議員 9名
- （4）1市2町の長がそれぞれ指名した学識経験を有する者 9名
- （5）1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者 5名

- 2 委員は、非常勤とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の2以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

（会議の運営）

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は書類の提出を求めることができる。

4 会議は公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより公正、円滑な協議が著しく阻害され、又は会議の目的が達成されないと認めるときは、会議に諮り一部又は全部を非公開とすることができる。

5 その他会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（小委員会）

第10条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第11条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第13条 協議会に要する経費は、1市2町が協議して負担する。

（監査）

第14条 協議会の出納の監査は、1市2町の監査委員各1名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第16条 協議会の会長、副会長、委員、監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市又は町の例により会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、1市2町の長が協議して定める日から施行する。

報告第 3 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 9 条第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程を定めたので報告する。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第9条第5項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議事の進行）

第2条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、議長の判断により表決を採り、議長を含めた出席委員の過半数の賛成をもって議事を進める。

（会議録の調製）

第3条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第1号）を調製し、保存するものとする。

- （1） 会議の開催日時及び場所
- （2） 出席及び欠席した委員の氏名
- （3） 会議に付した議題
- （4） 議事の内容
- （5） その他議長が必要と認める事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付する。

3 会長及び会長が指名した副会長は、作成した会議録に記名押印するものとする。

4 会議録は、会長及び会長が指名した副会長が記名押印した日をもって確定する。

5 前2項の記名押印については、会長又は副会長が会議に出席できなかった場合、議長が指名した者がこれを行うものとする。

（会議録等の公開）

第4条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会議録が確定した日後に行う。

（会議録等の閲覧）

第5条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

2 閲覧の請求は、会議録等閲覧申請書（様式第2号）に必要事項を記載して提出しなければならない。

3 閲覧の場所は、協議会の事務局の所定の場所とし、閲覧の時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く執務時間内とする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を非公開とする決定があったときは、この限りではない。

2 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

（傍聴の手続）

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿兼誓約書（様式第3号）に住所及び

氏名を記入し、傍聴証の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の１５分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の１５分前における傍聴希望者が前条第２項の定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

（傍聴人の入場制限）

第８条 次の各号に掲げる者は、傍聴席へ入ることができない。

- （１）銃器その他危険なものを所持している者
- （２）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- （３）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類及び拡声機等を所持している者
- （４）酒気を帯びていると認められる者
- （５）前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人等に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

- 2 第１１条第２項の規定により議長に退場を命ぜられた者は、以降の会議において傍聴席への入場を禁止する。

- 3 前２項に掲げるもののほか、議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

（傍聴人の遵守事項）

第９条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （１）会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２）はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- （３）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- （４）みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （５）飲食及び喫煙をしないこと。
- （６）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（写真等の撮影及び録音等の禁止）

第１０条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

（秩序の維持）

第１１条 会議においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

- 2 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

（その他）

第１２条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成１７年２月２１日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会議録

会議の名称			
開催日時		平成 年 月 日（ ） 時 分開会。 時 分閉会。	
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議題		2 会議概要
会議の経過		別添のとおり	
会議資料			
その他の必要事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成 年 月 日		議長（会長）	印
		副会長	印
		副会長	印

様式第2号（第5条関係）

會 議 錄 等 閱 覽 申 請 書

平成 年 月 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会会長 磯 良 史 様

(申請者)

住所

氏 名

電話番号 ()

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 閲覧希望日時 平成 年 月 日 ()
午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分

2. 閱覽希望文書

第 回合併協議会の会議録

3. 閲覧の目的

- ☐ 協議会の審議状況を把握するため
☐ 協議会の審議状況を広報するため
☐ 合併についての論議資料とするため
☐ その他（ ）

該当する□にチェックを付けて下さい。

様式第3号（第7条関係）

傍 聽 人 受 付 簿 兼 誓 約 書

(傍聴人の遵守事項)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (１) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (２) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (３) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (４) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (５) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (６) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第 10 条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りではない。

上記の事項を遵守し、その他議長の指示に従い傍聴することを、誓約します。

平成 年 月 日

[illegible]

報告第4号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会規程を定めたので報告する。

平成17年2月23日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会小委員会設置規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は協議会から付託された事項について調査し、又は審議するものとする。

（組織）

第3条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長が協議会の委員のうちから指名する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、3分の2以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

（関係者等の出席）

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における調査及び審議の経過並びにその結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成17年2月21日から施行する。

報告第 5 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 11 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項及び合併に関する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

（幹事）

第4条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、別表に掲げる職にある者が欠員のときは、当該市又は町の補助機関たる職員のうちから、当該市又は町の長が指定する職にある者をもって充てることができる。

（幹事長及び副幹事長）

第5条 幹事会に、幹事長1人及び副幹事長2人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事のうちから会長が指名する。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長がこれを招集する。

（会議の運営）

第7条 幹事長は、会議の議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、幹事以外の関係職員の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（専門部会）

第8条 第2条に規定する事務に関して専門的な調査及び検討を行うため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会は、総務・企画部会、住民・環境部会、保健・福祉部会、産業経済・農業委員会部会、都市建設・上下水道部会、教育部会及び議会部会とする。

3 専門部会は、部会員をもって組織する。

4 専門部会の部会員は、笠間市、友部町及び岩間町の職員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。

5 専門部会に部会長1名及び副部会長2名を置く。

6 部会長及び副部会長は、専門部会の部会員のうちから幹事長が指名する者をもって充てる。

7 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を

代理する。

9 専門部会の議長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き又は書類の提出を求めることができる。

10 専門部会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

（報告）

第9条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

（庶務）

第10条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月21日から施行する。

別表（第4条関係）

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町	茨 城 県
助 役	助 役	収 入 役	総務部市町村課 広域行政推進室 室長
教 育 長	教 育 長	教 育 長	県北地方総合事務所 総務課企画振興室 室長
総務部長	町長公室長	秘書企画課長	
民生部長	総務部長	総務課長	
産業建設部長	福祉部長	保健福祉課長	
教育次長	経済環境部長	産業振興課長	
福祉事務所長	都市建設部長	地域整備課長	
都市建設課長	教育次長	学校教育課長	

報告第 6 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 12 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会、幹事会及び専門部会等（以下「協議会等」という。）の会議に関すること。
- （2）協議会等の協議資料の作成に関すること。
- （3）協議会等の庶務に関すること。
- （4）広報及び広聴に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項

（組織及び分掌事務）

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）班長
- （4）その他の職員

（職員の職務）

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡及び調整を行い、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 各班長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- （1）分掌する事務の総括管理
- （2）所属する職員の指揮監督
- （3）班相互間の連絡調整

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（職務権限）

第6条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等に関しては、会長の属する市又は町の事務決裁の例によるものとする。この場合において、「市長」、「町長」及び「助役」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は次に掲げる事項を専決することができる。

ただし、異例又は重要と認める事項についてはこの限りでない。

(1) 事務局事務の取扱方針に関すること。

(2) 各種資料等の調整に関すること。

3 事務局次長は、前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項についてはこの限りでない。

(1) 笠間市、友部町及び岩間町との連絡調整に関すること。

(2) 軽易な各種資料等の調整に関すること。

(3) 実務的な調査及び回答に関すること。

(4) その他軽易な事務に関すること。

(文書等の取扱い)

第 7 条 事務局における文書等（文書、図面、写真、フィルム、磁気テープその他これに類する物から出力又は採録されたものをいう。）の受領、配付、収受、発送、保存その他文書の取扱いについて必要な事項は、会長の属する市又は町の例によるものとする。ただし、文書の記号については「笠友岩合併協」とする。

2 協議会の情報の取扱いについては、笠間市情報公開条例（平成 11 年笠間市条例第 29 号）及び笠間市個人情報保護条例（平成 14 年笠間市条例第 25 号）の規定の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第 8 条 協議会の公印（以下「公印」という。）は、会長印とし、その名称、寸法、書体、ひな形及び使用区分は別表第 2 のとおりとする。

2 公印の保管責任者は、事務局長とする。

3 公印の取扱いについては、会長の属する市又は町の例によるものとする。

(職員の服務)

第 9 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、職員の属する市又は町の例による。ただし、勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間は、会長の属する市又は町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第 10 条 職員の給与については、それぞれの職員が属する市又は町が負担する。ただし、時間外勤務手当及び休日勤務手当については、会長の属する市又は町の例により協議会の予算において支給するものとする。

2 職員の旅費については、会長の属する市又は町の例により協議会の予算において支給する。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	分 掌 事 務
総務班	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会等の会議に関すること。 4 合併に係る広報・公聴に関すること。 5 合併に係る資料の編纂に関すること。 6 人事に関すること。 7 合併の方式に関すること。 8 合併の期日に関すること。 9 新市の名称に関すること。 10 新市の事務所の位置に関すること。 11 その他他の班に属さないこと。
計画班	1 新市建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。
調整班	1 財産の取扱いに関すること。 2 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 3 特別職の身分の取扱いに関すること。 4 事務組織及び機構の取扱いに関すること。 5 一部事務組合等の取扱いに関すること。 6 公共的団体等の取扱いに関すること。 7 町名・字名の取扱いに関すること。 8 慣行の取扱いに関すること。 9 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 10 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 11 地方税の取扱いに関すること。 12 使用料,手数料等の取扱いに関すること。 13 補助金,交付金等の取扱いに関すること。 14 条例、規則等の取扱いに関すること。 15 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 16 介護保険事業の取扱いに関すること。 17 消防団の取扱いに関すること。 18 その他各種事務事業の取扱いに関すること。

別表第 2（第 8 条関係）

名称	寸法	書体	ひな形	使用区分
笠間市・友部町・ 岩間町合併協議 会 会 長 之 印	2 . 1 c m × 2 . 1 c m	古印体	笠間市・友部町・ 岩間町合併協議 会 会 長 之 印	会長名をもって す る 文 書

報告第 7 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 15 条の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第15条の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第2条 協議会の予算は、笠間市、友部町及び岩間町の負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をその歳出とする。

2 協議会の会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算について協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに笠間市、友部町及び岩間町の長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し協議会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の区分）

第4条 歳入歳出予算の款及び項の区分は別表のとおりとし、特別な理由が生じた場合は別表に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 会長は、歳出予算の款相互の金額を必要に応じて流用することができるものとし、予算を流用したとき又は予備費を充用したときは、次の協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れるなど確実な方法により保管しなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を掌る。

（出納の閉鎖）

第8条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。ただし協議会が解散された場合は解散後2ヶ月以内とする。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市又は町の例により、これを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、会計年度終了後、又は協議会を解散した場合、協議会の決算を調製し監査委員の監査に付したうえで、当該決算書の写しを市又は町の長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年2月21日から施行する。

2 平成16年度においては第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「協議会設立後の」と読み替えるものとする。

別表(第4条関係)

【歳入予算の款項の区分】

款		項	
1	負担金	1	負担金
2	諸収入	1	諸収入

【歳出予算の款項の区分】

款		項	
1	事業費	1	事業推進費
2	総務費	1	総務管理費
3	予備費	1	予備費

報告第 8 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 16 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を定めたので報告する。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 委員等の報酬は、別表のとおりとする。ただし、委員等のうち協議会の会長、副会長並びに地方公共団体の常勤の特別職の職員及び一般職の職員については、これを支給しない。

（費用弁償）

第3条 委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として会長の属する市又は町の規定により、助役がこれを行うときの例により支給する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成17年2月21日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報酬の額 （円）	
協議会委員	日額	4,500
監査委員	日額	9,800

報告第 9 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業計画について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の平成 16 年度事業計画を別紙のとおり作成したので報告し、承認を求める。

平成 17 年 2 月 23 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

平成16年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業計画

1 協議会の開催

(1) 協議会会議

2 調査研究事業

(1) 事務事業一元化事業

(2) 市町村建設計画の策定

(3) その他合併に関し必要な事項

3 広報・広聴活動

(1) 「合併協議会だより」の発行

(2) 合併協議会ホームページの開設・運営

(3) 住民説明会の開催

(4) その他合併協議会に関する広報

4 幹事会関係

(1) 幹事会会議の開催

(2) 専門部会の開催

報告第 1 0 号

笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算について

笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 1 5 条第 1 項の規定に基づき，別紙のとおり平成 1 6 年度の笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算を編成したので報告し，承認を求める。

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

平成16年度 笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算

平成16年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は「歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

平成17年2月21日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

歳入歳出予算

1. 歳 入

款	項	目	本年度(千円)	前年度(千円)	比較(千円)	節		説 明	(千円)	
						区 分	金額(千円)			
1 負担金			15,000	0	15,000					
	1 負担金		15,000	0	15,000					
		1 負担金		15,000	0	15,000	1 負担金	15,000	笠間市・友部町・岩間町合併協議会負担金	
									15,000	
									内訳	
				笠間市		5,000				
								友部町	5,000	
								岩間町	5,000	
2 諸収入			1	0	1					
	1 預金利子		1	0	1					
		1 預金利子	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子等		1
計			15,001	0	15,001					

2.歳出

款	項	目	本年度(千円)	前年度(千円)	比較(千円)	節		説明	(千円)
						区 分	金額(千円)		
1 事業費			10,205	0	10,205				
	1 事業推進費		10,205	0	10,205				
		1 事業推進費	10,205	0	10,205	1 報酬	532	協議会委員報酬	532
						9 旅 費	40	委員旅費	40
						11 需用費	3,107	食糧費	1,037
								印刷製本費	2,070
						12 役務費	1,143	新聞折込手数料	1,143
						13 委託料	5,373	電算システム構築設計委託料	2,500
								例規一元化委託料	2,000
								ホームページ開設委託料	100
								会議録作成委託料	773
						14 使用料及び賃借料	10	有料道路使用料	10
2 総務費			4,252	0	4,252				
	1 総務管理費		4,252	0	4,252				
		1 事務局費	4,252	0	4,252	3 職員手当等	1,512	職員時間外勤務手当	1,512
						4 共済費	10	臨時職員共済費	10
						7 賃金	136	臨時雇賃金	136
						9 旅 費	58	普通旅費	58
						11 需用費	840	消耗品費	800
								食糧費	10
								燃料費	30
						12 役務費	120	通信運搬費	110
								手数料	10
						13 委託料	80	パソコン設定委託料	80
						14 使用料及び賃借料	196	コピーリース料	196
						15 工事請負費	500	電話工事費	500
						18 備品購入費	800	備品購入費	800
3 予備費			544	0	544				
	1 予備費		544	0	544				
		1 予備費	544	0	544	予備費	544	予備費	544
計			15,001	0	15,001				